

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第十一号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和四十一年九月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条並びに第二条第一項第八号、第九号、第十三号及び第十七号並びに同条第二項中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

第四条第五項第一号中「第十項」を「第七項」に改める。

第七条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第一号様式（その二）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」  
に、「昭・平 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 ・  
・ 」を「 年 月 日」に、「雇用対策法施行規則第 条

項 号（附則第 条 項 号）」を  
「労働施策の総合的な推進並びに  
第 条第 項第 号」に改める。

労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則  
号（附則第 条第 項第 号）

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定により現に提出されている申請書は、改正後の訓練手当支給規則の規定により提出されたものとみなす。